東京オルパラ

応援プロジェクトマーク

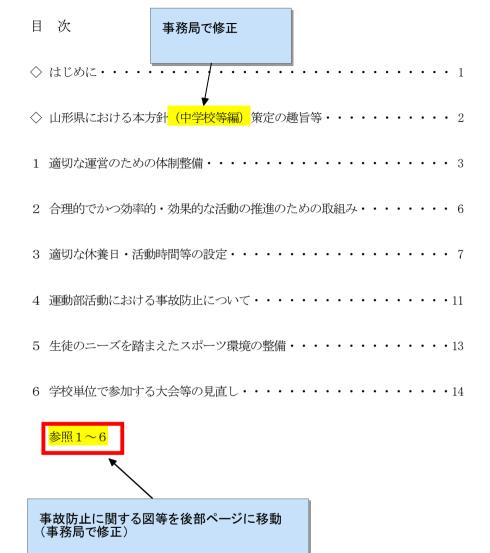
山形県における 運動部活動の在り方 に関する方針(案) 中学校 特別支援学校中等部編 (原案 H30, 10, 30)

山形県における 運動部活動の在り方 に関する方針(修正案) 中学校 特別支援学校中等部編 (原案 H30. 12. 03)

目	次
\Diamond	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・1
\Diamond	山形県における本方針策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・ 2
1	適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・ 3
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み・・・・・・ 5
3	適切な休養日・活動時間等の設定・・・・・・・・・・・・・・ 6
4	運動部活動における事故防止について・・・・・・・・・・・ 9

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・・・・16

6 学校単位で参加する大会等の見直し・・・・・・・・・・17



はじめに

「部活動の良さや価値にも触れて欲しい」 (策定委員会)を反映

作成中

はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との 好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動で す。特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通した交流や、 より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を 経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動です。

しかしながら、少子化による部員数の減少、指導者の高齢化や専門的な実技指導力不足、部活動 後に行うクラブ活動等による生徒や教員の過重な負担など、運動部活動には様々な課題が山積して います。また、いわゆる勝利至上主義のもと、大会等で勝つことのみを重視した過度な練習により、 生徒のバランスのとれた心身の成長が妨げられることが問題となっています。

県教育委員会では、これらの課題に対応するため、「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁策定)を参酌のうえ検討を重ね、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

本方針を踏まえて、市町村教育委員会及び学校法人並びに各学校にあっては、生徒にとって望ま しいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多 様な形で最適に実施されるよう努めていただくとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの実現 が図られることを期待します。

結びに、本方針の策定にあたり、御協力賜りました山形県における運動部活動の在り方に関する 方針策定委員会の各委員、その他関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成30年12月

山形県教育委員会教育長 廣 瀬 渉

文言の修正 (策定委員会)

以降同じ

(教育長会議)以降同じ

(事務局で修正) 以降同じ

山形県における本方針(中学校編)策定の趣旨等

○ 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ 庁策定)(以下、「国のガイドライン」という。)に則り、義務教育である中学校(義務教育 学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の運動部活動を主な対象とし、 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重 視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ➤ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保 持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バ ランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ▶ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 「「則る」のか文言の修正を」
- ▶ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 市町村教育委員会及び学校は、本方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、 速やかに改革に取り組む。県教育委員会においては、市町村教育委員会や学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものである。
- 県教育委員会は、本方針に基づく各市町村教育委員会及び各学校の運動部活動改革の取組状況 について、定期的にフォローアップを行う。

山形県における本方針(中学校<mark>等</mark>編)策定の趣旨等

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ 庁策定 (以下、「国のガイドライン」という。)に則り、義務教育である中学校(義務教育 学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の運動部活動を主な対象とし、 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重 視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ▶ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保 持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バ ランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ▶ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 別の 県立学校にあっては本方針に則り、市町村教育委員会等(以下、「学校の設置者」という)及 び市町村立中学校にあっては本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、 速やかに改革に取り組む。県教育委員会においては、学校の設置者や学校が行う改革に必要な 支援等に取り組む。
- 本方針は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものである。
- 県教育委員会は、本方針に基づく各学校の設置者及び各学校の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

文言の統一 (事務局で修正) 以降同じ

1 適切な運営のための体制整備

○方針のポイント

- ◆ 県教育委員会、市町村教育委員会及び学校がそれぞれの運動部活動の方針を策定
- ◆ 学校における部活動指導員、外部指導者の積極的活用
- ◆ 学校で部活動運営委員会(仮称)を設置
- ◆ 学校における教員の業務改善及び勤務時間管理
- (1) 運動部活動の方針の策定等
- ア 県教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を策定する。
- イ 市町村教育委員会は、本方針に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」(以下、 「設置者の方針」という。)を策定する。
- ウ 校長は、県教育委員会、市町村教育委員会の「設置者の方針」に則り、毎年度、「学校の 運動部活動に係る活動方針」(以下、「学校の方針」という。)を策定する。運動部顧問は、 年間の活動計画(活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績を作成 し、定期的に校長に提出する。
- エ 校長は、学校の方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 市町村教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定 等が効率的に行えるよう、県教育委員会が作成した様式を参考に、簡素で活用しやすい様式 の作成等を行う。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員及び外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の 充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施で きるよう、適正な数の運動部を設置する。

1 適切な運営のための体制整備

○方針のポイント

- ◆ 県教育委員会、<mark>学校の設置者</mark>及び学校がそれぞれの運動部活動の方針を策定
- ◆ 学校における部活動指導員及び外部指導者の積極的活用
- ◆ 学校で部活動運営委員会(仮称)を設置
- ◆ 学校における教員の業務改善及び勤務時間管理

び勤務時間管理 の共通理解が必要」 を反映(策定委員会)

「学校と保護者会

- ◆ 保護者会等との共通理解の構築
- (1) 運動部活動の方針の策定等
- ア 県教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を策定する。
- イ 学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」(以下、「設置する学校に係る運動部活動の方針」(以下、「設置者の方針」という。)を策定する。
- ウ 校長は、<mark>県立学校にあっては本方針に、各中学校にあっては「設置者の方針」</mark>に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」(以下、「学校の方針」という。)を策定する。 運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績を作成し、定期的に校長に提出する。

誤りを修正 (事務局で訂正)

- エ 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が 効率的に行えるよう、県教育委員会が作成した様式を参考に、簡素で活用しやすい様式の作 成等を行う。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
- ア 校長は、生徒や<mark>教員</mark>の数、部活動指導員及び外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の 充実、生徒の安全の確保<mark>及び教員</mark>の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施 できるよう、適正な数の運動部を設置する。

文言の整理 (策定委員会)

- イ 学校の生徒や教師の数、部活動指導員及び外部指導者の配置状況や校務分担の実態等をBまえ、県教育委員会、市町村教育委員会は、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、学校は、地域のスポーツ指導者を運動部活動外部指導者として委嘱する。なお、県教育委員会、市町村教育委員会は、部活動指導員の任用・配置及び運動部活動外部指導者の委嘱に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、校長の監督の下、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等を遵守することに関し、定期的に研修を行う。
- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の 他の校務分掌や、部活動指導員や外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務 分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築 を図る。
- エ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生 徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- す 校長は、運動部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会(仮称)を設置し、各運 動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努めること。なお、部活動運営委員会(仮称) は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等も組織に 加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについ て、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。

「部活動指導員・外部指導者の 人材確保が難しい」を反映 (策定委員会) イ <mark>県教育委員会及び学校の設置者は、</mark>学校の生徒や<mark>教員</mark>の数、部活動指導員及び外部指導者 の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、 学校は、地域のスポーツ指導者を運動部活動外部指導者として委嘱する。

11/27/2018 5:32 PM 中学校案 6

なお、部活動指導員の任用・配置及び運動部活動外部指導者の委嘱に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守することに関し、定期的に研修を行う。

- ウ 県教育委員会は、学校が部活動指導員や外部指導者を活用しやすくするため、専門的指導力を有する地域のスポーツ人材の発掘・登録などを行う「リーダーバンクやまがた」を整備し、学校の設置者に情報提供を行う。
- エ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、<mark>教員</mark>の 他の校務分掌や、部活動指導員や外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務 分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築 を図る。
- オ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生 徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- カ 校長は、運動部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会(仮称)を設置し、各運 動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会(仮称)は、 学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等も組織に加え るなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、 理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。

- カ 県教育委員会、市町村教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及 び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性 の確保を図るための研修等の取組みを行う。
- キ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策 (平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

「学校と保護者会の共通理解が必要」 を反映(策定委員会)

- キ 県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び 実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の 確保を図るための研修等の取組みを行う。
- ク 校長は、<mark>教員</mark>の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ケ 校長は、各運動部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュール や活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。 また、各運動部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制

及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

○方針のポイント

- ◆ 生徒の心身の健康管理、事故防止
- ◆ 指導者の体罰及びハラスメントの根絶
- ◆ スポーツ医・科学の見地に基づく短時間で効率的・効果的な指導
- ◆ 各種手引きの活用

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会、市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適 切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、 必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

あわせて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人 差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動指導のための各種手引の活用

ア 運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月 県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行うとともに、配置された部活動指導員や委嘱した運動部活動外部指導者と連携を図る。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

○方針のポイント

- ◆ 生徒の心身の健康管理、事故防止
- ◆ 指導者の体罰及びハラスメントの根絶
- ◆ スポーツ医・科学の見地に基づく短時間で効率的・効果的な指導
- ◆ 各種手引きの活用

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適 切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、 必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

あわせて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人 差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動指導のための各種手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月 県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行うとともに、配置された部活動指導員や委嘱した運動部活動外部指導者と連携を図る。

中学策定委① 9 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 9

学期中の休養日の設定

策定委員会・教育長会議の意見を反映し 3 適切な休養日・活動時間等の設定 3 適切な休養日・活動時間等の設定 後段に例記する。 ○方針のポイント ○方針のポイント ◆休養日と活動時間 ◆休養日と活動時間 平日1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)1日以上 平月1日以上、土月1日以上 休養日 休養日 ※「特別強化期間」は调1日以上 (その分の休養日を別時期に振り替えるなど) 活動時間 ▲ 平日2時間程度、週休日等3時間程度 平日2 h程度、週休日等3 h程度 活動時間 ※「特別強化期間」は活動時間を若干延長 長期休業中 ある程度長期の休養期間を設ける。 (連続した休養日の設定) の休養日 「「原則」「程度」の言葉を使う際 の考え方を持っておく必要がある」 ある程度長期の休養期間を設けること。 長期休業中 (策定委員会) (連続した休養日の設定) の休養日 始業前練習 禁止 「『朝練習原則禁止』の『原則』は守らなくてもい い印象。『禁止』として但し書きを加えるべき」 始業前練習 原則禁止 保護者会主催の 保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催したりすることのないよう を反映(教育長会議) 練習会 保護者の理解と協力を得る。 保護者会主催の 保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催したりすることのないよう 部活動と同様の 練習会 保護者の理解と協力を得ること。 部活動の活動時間と合わせて上記基準内の活動とする。 クラブ等の活動 部活動と同様の 部活動の活動時間と合わせて上記基準内の活動とすること。 クラブ等の活動 学校の設置者及び学校は、運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期に ある牛徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた牛活を送ることができるよう、 ア 学校の設置者及び学校は、運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期に スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、 ある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、 以下を基準として遵守する。 スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*しい踏まえ、

全ての文章で「~こと。」を「~する。」に修正

以降同じ(事務局で訂正)

以下を基準として遵守すること。

① 学期中の休養日の設定

・休養日は、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)となるように設定する。

文言の統一

(事務局で訂正)

[・]休養日は、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日等1日以上)の休養日となるように 設定すること。

^{*1 「}スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)に おいて、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、 さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいことが示されている。

^{*1 「}スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)に おいて、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、 さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

② 1日の活動時間

- ・長くとも平日では、2時間程度、週休日等では、3時間程度とし、できるだけ短時間に、 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿等(以下「大会等」という)については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、上記2(1)で示したスポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し(P17.6)等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないようにすること。

③ 「特別強化期間」の設定

- ・中学校総合体育大会にかかる、各地区大会、県大会、東北大会、全国大会、及び、各新人大会等、各学校や部活動で精査した「目標とする大会」で力を発揮するためには強化する時期が必要であり、上記の基準だけでは、生徒や保護者のニーズに応えられない場合もある。このことを考慮し、校長は、生徒や保護者のニーズを十分に考慮した上で、前述した大会等の前3週間程度を「特別強化期間」とし、休養日を週当たり1日にしたり、活動時間を生徒の学業や生活習慣等に支障のないように若干の延長をしたりするなど、「目標とする大会」に向けた強化を実施できるものとする。
- ・「特別強化期間」を設定した場合は、設定できなかった休養日等をそれ以外の時期に振り 替えるなど、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト(燃え尽き症候群)を防止するとと もに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めること。

④ 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- ある程度長期の休養期間を設けること。
- ・ある程度長期の休養期間後に運動部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮 して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止に努めること。

(事務局で訂正)

② 1日の活動時間

・長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

高校と同じ表現とした。

・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿等(以下「大会等」という)については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、上記2(1)で示したスポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等(後記)を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないようにする。

事務局で訂正

③ 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ある程度長期の休養期間後に運動部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮 して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止に努める。

「特別強化期間の設定は不要」を 反映し、後段に例として明記する。 (教育長会議)

(5) 学期中の始業前練習(朝練習)

い印象。『禁止』として但し書きを加えるべき」 を反映(教育長会議)

「『朝練習原則禁止』の『原則』は守らなくてもい

- 始業前練習については原則禁止とする。
- ・校長が、「目標とする大会」等の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、実施する ことができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計 画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮すること。
- ⑥ 学校管理下外の生徒の活動について
 - (a) クラブ等での活動

校長は、文化部も含めた各部顧問(生徒が部活動に所属していない場合は担任)に対 し、個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外のクラブ等に所属し活動している 生徒については、その活動の実態を把握するよう指導すること。

(b) 保護者会主催の活動*2 (クラブ)

校長は、保護者会が設置されている運動部活動について、その目的が学校部活動の支 援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催し たりすることのないよう保護者の理解と協力を得ること。

(c) 運動部活動と同じ内容の学校管理下外の活動*3について

校長は、各運動部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ*4」の活動が、 学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過 **度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時** 間を合わせても、上記①~⑤の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の 理解と協力を得られるよう指導すること。

なお、校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者 会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすること のないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得ること。

④ 学期中の始業前練習(朝練習)

・始業前練習については禁止とする。

ただし、校長が、「中体連主催大会」の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、 実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度と なるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

- ⑤ 学校管理下外の生徒の活動について
 - (a) クラブ等での活動

校長は、文化部も含めた各部顧問(生徒が部活動に所属していない場合は担任)に対 し、個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外のクラブ等に所属し活動している 生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

(b) 保護者会主催の活動*2 (クラブ)

校長は、保護者会が設置されている運動部活動について、その目的が学校部活動の支 援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催し たりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(c) 運動部活動と同じ内容の学校管理下外の活動*3について

校長は、各運動部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、 学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過 度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動目・活動時 間を合わせても、上記①~⑤の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の 理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者 会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすること のないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

事務局で修正

^{*2} 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一運動部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、運動部 活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

^{*3 「}地域スポーツクラブ」として設置されているものの、学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校 の部活動の部員とほとんど変わらないメンバー、学校の部活動に引き続き行われる活動、学校の部活動が休養日の時に活動する活動を指

^{*4 「}地域のスポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。

^{*2} 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一運動部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、運動部 活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

^{*3} 学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで、学校 の部活動に引き続き行われたり、部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」の活動を指す。 「地域のスポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。

追記

(事務局で訂正)

- イ 市町村教育委員会は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に 当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び 活動時間等を設定し、明記する。また、下記りに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上 記の基準を踏まえるとともに、県教育委員会、市町村教育委員会が策定した方針に則り、各 運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、 適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

策定委員会·教育長会議の意見を反映し、 後段に例記する。 学校の設置者は、1 (1) イに掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準を 踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明 記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- ウ 校長は、1 (1) ウに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県立学校にあっては本方針に、各中学校にあっては、「設置者の方針」に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下 のようなことも考えられる。
 - ・定期試験前後の一定期間等に、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設ける。
 - ・「中体連主催大会」前に特別強化期間*⁴等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を 設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

中学策定委① 13 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 13

4 運動部活動における事故防止について

○方針のポイント

- ◆ 活動前・活動中における事故防止について
- ◆ 事故発生時の対応について
- ◆ 天候等を考慮した指導について

◆ 部活動における移動手段について

(1) 活動前における配慮事項

ア 連絡体制の整備と健康状態の把握

・校長は、万が一、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、部活動内及び学校の危機管理マニュアルを確立し、平素から顧問教諭・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにすること。

削除理由

「移動手段について、引用ではなく県としての

方針を示して欲しい」を受け、事務局で検討し

生徒の移動手段については、部活動だけの問

題ではなく学校全体の問題であることから現時点で県の方針として示す段階ではないと判断

た結果削除することに(策定委員会)

- ・校長は、各運動部顧問に対し、生徒の既往症(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に 把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人、保護者と確認しておくよう指導すること。
- 運動部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底すること。

※参照1:事故発生時の連絡体制

参照2:心停止に対する応急手当

参照3:熱中症予防の原則

参照4:熱中症対応フロー

イ 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認)

- ・校長は、各部活動顧問に対し、活動場所、設備、備品、用具等の安全点検について、日常 的に行うよう指導すること。
- ・校長は、各運動部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、 AEDの使用方法については、各運動部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各運動部顧問が確実に使用できるように努めること。

4 運動部活動における事故防止について

○方針のポイント

- ◆ 活動前・活動中における事故防止について
- ◆ 事故発生時の対応について
- ◆ 天候等を考慮した指導について

(1) 活動前における配慮事項

- ア 連絡体制の整備と健康状態の押握
 - ・校長は、万が一、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、部活動内及び学校の危機管理マニュアルを確立し、平素から 運動部顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるように する。
 - ・校長は、各運動部顧問に対し、生徒の既往症(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に把握 し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
 - ・運動部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

※参照1:事故発生時の連絡体制

参照2:心停止に対する応急手当

参照3:熱中症予防の原則

参照4:熱中症対応フロー

- イ 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認)
 - ・校長は、各部活動顧問に対し、活動場所、設備、備品<mark>及び</mark>用具等の安全点検について、日 常的に行うよう指導する。
 - ・校長は、各運動部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、 AEDの使用方法については、各運動部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各運動部顧問が確実に使用できるように努める。

中学策定委① 14 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 14

(2) 活動中における配慮すべき事項

- ア 体調の確認と円滑なコミュニケーション
 - ・運動部顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐ に申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておくこと。

イ 生徒自身の管理

・運動部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を同避することができるよう指導すること。

(3) 天候等を考慮した指導について

- ア 校長は、各運動部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導すること。
 - ・夏の高温・多湿の状況下においては、生徒に対し、適切な水分補給や健康観察を行い、熱 中症等に十分注意すること。
 - ・特に、WGBT31℃以上では、特別の場合以外は運動を伴う活動を原則中止すること。なお、大会等の参加等、やむを得ない事情でどうしても活動する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、生徒の健康管理の徹底等を行い、万が一熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、「熱中症対応フロー」(P15.参照4)に従い、迅速に対応すること。

また、雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたまま長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意すること。

・雷や暴風雨の際には、下記の参考1,2を踏まえ、活動の中止や中断の判断を的確に行うこと。

文言の整理「H30.7.23付けスポ保第508号「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」と齟齬がないように」を反映(策定委員会)

(2) 活動中における配慮すべき事項

- ア 体調の確認と円滑なコミュニケーション
 - ・運動部顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐ に申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

イ 生徒自身の管理

・運動部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(3) 天候等を考慮した指導について

校長は、各運動部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

高温・多湿時において、運動部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT 等により環境温度の測定を行い、WBGT31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBGT28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底することとし、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、「熱中症対応フロー」(参照4)に従い、迅速に対応する。

♠ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

・雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

※参照5:落雷事故の防止について

※参照6:落雷基礎知識

参考1,2を参照5,6として後ページに移動 (事務局で訂正)

文言の整理

(策定委員会)

中学策定委① 15 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 15

(4) 部活動における移動手段について

【中学校】

学校外の活動にあっては、生徒の移動手段について留意すること

- ▶ 公的交通機関を利用すること。
- ▶ 自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう、交通安全指導を徹底すること。
- ▶ 保護者の自家用車にはほかの生徒を同乗させないこと

※県中学校長会長・県PTA連合会長・県中学校体育連盟会長・県中学校文化連盟会長名により、県内各中学校長・各中学校PTA会長宛(平成30年4月)文書「部活動における 生徒の移動等について」より

「移動手段について、引用ではなく県としての 方針を示して欲しい」を受け、事務局で検討し た結果削除することに(策定委員会)

削除理由

生徒の移動手段については、部活動だけの問題ではなく学校全体の問題であることから現時点で県の方針として示す段階ではないと判断

中学策定委① 16 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 16

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

○方針のポイント

◆ 生徒の多様なニーズに応じた活動のための体制整備

- ▶ 合同部活動の取組みの推進
- ◆ 学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実
- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
- ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子(全国)の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるような体制を学校・地域と一緒になって考えること。

「生徒引率について設置者が同じ

場合は他校教員が引率できるなど

盛り込んで欲しい」を反映

(策定委員会)

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられる。

イ 県教育委員会、市町村教育委員会は、山形県中学校体育連盟と連携し、少子化に伴い、 単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活 動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、 合同部活動等の体制づくりを検討する。 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

○方針のポイント

- ◆ 生徒の多様なニーズに応じた活動のための体制整備
- ◆ 合同部活動の取組みの推進
- ◆ 生徒の引率について
- ◆ 学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実
- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
- ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、本県中学生女子の12.7%が「普段運動をしない」と回答していること(平成29年度体力・運動能力調査報告書 H30.3 県教育委員会)、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるような体制を地域と共に考える。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられる。

- イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、山形県中学校体育連盟と連携し、少子化に伴い、 単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、 合同部活動等の体制づくりを検討する。
- ウ 山形県中学校体育連盟は、当該校の教員が行うことが原則である生徒の引率について、学校の諸事情によりできない場合、当該教育委員会等の責任のもと他校教員の生徒引率を認めるなどの検討を進める。

を反映(策定委員会)

せたデータ及び表現にすべき」

文言の修正「本県に合わ

(2) 地域との連携等

- ア 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事 業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域 が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 公益財団法人山形県体育協会、市町村体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、 地域スポーツクラブ等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県 もしくは市町村教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポー ツ環境の充実を推進する。

また、市町村教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組みに協力する。

- ウ 県教育委員会、市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

「学校と地域の連携について具体例を挙げて 欲しい」を反映(策定委員会)

(2) 地域との連携等

ア 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ 団体との連携、保護者の理解と協力及び民間事業者の活用等により、学校で部活動を設置 できない種目を地域スポーツクラブで実施したり、複数校の生徒が地域スポーツクラブで一緒に活動したりといった、学校と地域スポーツクラブが協働・融合した形の部活動を検討するなど、生徒のスポーツ環境整備を進める。

文章を修正 (事務局で修正)

公益財団法人山形県体育協会、市町村体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、 県教育委員会もしくは<mark>学校の設置者と連携し、学校と地域スポーツクラブが協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</mark>

また、<mark>県教育委員会及び学校の設置者</mark>が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部 顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組みに協力する。

- ウ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる 活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生 徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

○方針のポイント

- ◆ 大会参加の在り方の検討
- ◆ 大会等の統廃合等、各学校の運動部が参加する大会の精査
- ア 山形県中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、上記5及び、公益財団法人日本中学校体育連盟の意向を踏まえ、複数校合同チームの地区大会、県大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行うよう検討する。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

○方針のポイント

- ◆ 大会参加の在り方の検討
- ◆ 各学校の運動部が参加する大会の精査
- ア 山形県中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、上記5及び、公益財団法人日本中学校体育連盟の意向を踏まえ、複数校合同チームの地区大会及び県大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方及び参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方及びスポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行うよう検討する。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

中学策定委① 19 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 19

(参照1) 事故発生時の連絡体制



(参照1) 事故発生時の連絡体制



中学策定委① 20 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 20

(参照2)

心停止に対する応急手当

突然死に至る顕著な兆候である心停止状態は、学校においては 運動時、校内活動時等に突発するが、この状態にある者の応急手当 は、初めの2~3分間にとられる行動がその者の救命を決定するの で、落ち着いて応急手当の手順を速やかに開始する。

1. 迅速な通報と心停止の認識

初めの2~3分間に取る行動が、その者の救命を決定する!



↑ 迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック



※水の事故 (溺水) では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

●強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を! ●すぐにAEDを装着しよう!

1心肺蘇生

- ただちに胸骨圧迫を開始する
 - 強く(成人は少なくとも5cm、小児は胸の厚さの約1/3)
 - 速く (少なくとも 100回/分)
 - 絶え間なく (中断を最少にする)
- ◆人工呼吸ができる場合は30:2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみを行う



日本蘇生協議会 (JRC)と日本救急医療財団で構成するガイドライン制作合同委員会が 作成した救急験生のためのガイドライン2010、さいたま市教育委員会作成平成24年度版 体育活動時等における事故対応テキスト~ASUKAモデル~を参考にしました。 (参照2)

心停止に対する応急手当

突然死に至る顕著な兆候である心停止状態は、学校においては 運動時、校内活動時等に突発するが、この状態にある者の応急手当 は、初めの2~3分間にとられる行動がその者の救命を決定するの で、落ち着いて応急手当の手順を速やかに開始する。

1. 迅速な通報と心停止の認識

初めの2~3分間に取る行動が、その者の救命を決定する!



↑. 迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック



●強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を! ●すぐにAEDを装着しよう!

心肺蘇生

- ただちに胸骨圧迫を開始する
 - 強く(成人は少なくとも5cm、小児は胸の厚さの約1/3)
 - 速く(少なくとも100回/分)
- 絶え間なく (中断を最少にする)
- ◆人工呼吸ができる場合は30:2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみを行う



救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的の ある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。

日本蘇生協議会 (JRC) と日本教急医療財団で構成するガイドライン制作合同委員会が 作成した教急蘇生のためのガイドライン2010、さいたま市教育委員会作成平成24年度版 体育活動時等における事故対応テキスト~ASUKAモデル~を参考にしました。 (参照3)

熱中症予防の原則

環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給 を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。 特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分 補鉛、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で 防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、 必要な処置をすること

WBGT (温球黒球温度) とは

○温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)-

■屋外で日射のある場合

WBGT=0.7×温球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度 ※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ <u>室内で日射のない場合</u> WBGT=0.7× 湯球温度+0.3× 黒球温度

熱中症予防運動指針

WBGT31で以上では、特別の場合以外は運動を中止 原則中止 する。特に子どもの場合には中止すべき。 31-27-35 WBGT28で以上では、熱中症の危険性が高いので、激し い運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 (激しい運動 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を 行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止 28-24-31 WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的 に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。 休息) 25-21-28 WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生す る可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運 動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 水分補給) 21-18-24-ほぼ安全 WBGT21で未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、 適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなど ではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
- 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク 厳しい条件の運動指針を適用する。
- ※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂|

(参照3)

熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少か2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥清傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。 特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分 補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱 疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で 防ぐようにする。

写 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、 必要な処置をすること

WBGT[湿球黒球温度]とは

○温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、温度、輻射熱、気流の4要素を取り 入れた指揮

(計算方法)-

28-24-31

25-21-28

21-18-24

■屋外で日射のある場合

WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度 ※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■室内で日射のない場合

WBGT=0.7× 湿球温度+0.3× 黒球温度

熱中症予防運動指針

W 湿 草 連動は 運動は で WBGT31で以上では、特別の場合以外は運動を中止 する。特に子どもの場合には中止すべき。

版重警戒 (激しい運動 法中止) 行う。体力の低い人、暴きになれていない人は浮動中止。

 一概
 (積極的に 休息)
 (成長)
 (取りに)
 <l

WBGT21で以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

| ほぼ安全 | WBGT21で未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、 | 適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

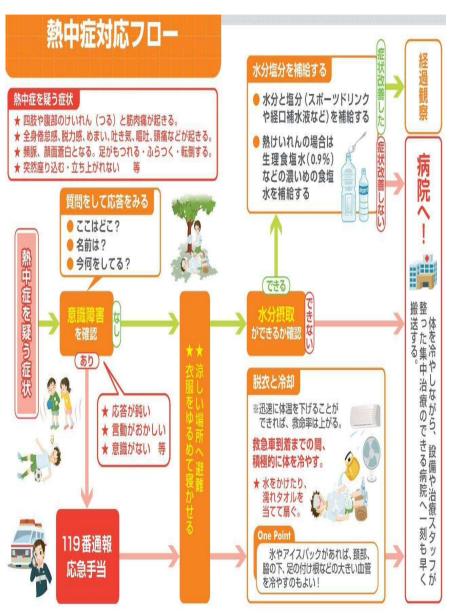
- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
- 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク 厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」

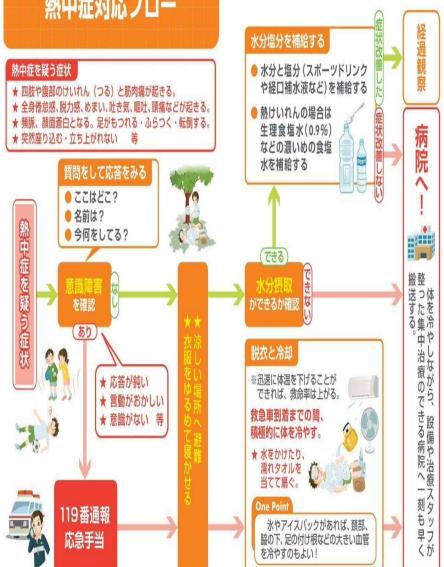
21

中学策定委① 22 11/27/2018 5:32 PM 中学校案 22

(参照4)



熱中症対応フロー



【参考1】落雷事故の防止について(平成30年7月文部科学省通知を参考)

- ① 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画 の変更・中止などの適切な措置を講ずること。
- ② 日本大気電気学会編「雷から身を守る―安全対策Q&A―改訂版(平成13年5月1日発行)」 によると、
- 黒い厚雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。
- ・ 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。

※[安全な場所:鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部]

- ・ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえ身体に身に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていたりしても、落雷を阻止する効果はない。
- ・ 気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認 できる「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(http://www.jam.go.jp/jp/radnowc/) 等の情報が掲載されている。

【参考2】落雷基礎知識(日本大気電気学会ホームページより抜粋)

- ① 雷は高いところへ落ちる!
- ・ 平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。 万が一の場合は、姿勢を低く。
- ② 林や森の中も危険!
- 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。
- ③ 高い物体のそばは安全?
- ・ 建物や車など周囲に何もないところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。 物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

(参照5) 落雷事故の防止について (平成30年7月文部科学省通知を参考)

- ① 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画 の変更・中止などの適切な措置を講ずること。
- ② 日本大気電気学会編「雷から身を守る一安全対策Q&A一改訂版(平成13年5月1日発行)」 によると、
- 黒い厚雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。
- ・ 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。

※「安全な場所:鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部」

- ・ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえ身体に身に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていたりしても、落雷を阻止する効果はない。
- ・ 気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(http://www.jam.go.jp/jp/radnowc/)等の情報が掲載されている。

(参照6) 落雷基礎知識(日本大気電気学会ホームページより抜粋)

- ① 雷は高いところへ落ちる!
- ・ 平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。 万が一の場合は、姿勢を低く。
- ② 林や森の中も危険!
- 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。
- ③ 高い物体のそばは安全?
- ・ 建物や車など周囲に何もないところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。 物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。